

指定ごみ袋

7月から新しくなりました



(透明袋に緑字)

※これまでの「埋立ごみ」・「缶・ビン共通」・「ペットボトル専用」袋も同様に使えます。

埋立ごみ

瀬戸物、ガラス製品、金属類、小型の家庭電気製品など、燃えないものでできている(含まれていない)ごみは埋立ごみです。

刃物は危なくないように新聞紙で包みます。ガスライターは完全に使い切ってください。弁当用アルミカップやアルミホイールなどは軽くすすいでください。傘と蛍光管を除き、口を縛った状態で指定袋からはみ出るものは粗大ごみです。

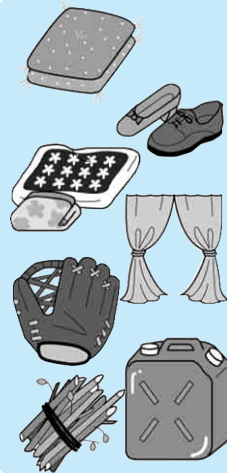


破碎ごみ

【一度に出せる量は5袋(束)までです。】

布団、座布団、カーテンなど大きな布類、刈り込んだ枝はひもで縛ってください。

ポリタンク等の大きなプラスチック製品、革製品は指定袋に入れてください。衣類や取り草が3袋以上になる場合も破碎ごみです。



ペットボトル

飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりんなど、飲み物・食べ物の容器でラベルに左記リサイクルマークが付いているものはペットボトルに出してください。

※ふたを分別し、中を軽くすすいでください。ラベルを取る必要はありません。



PET
リサイクルマーク
(ペットボトル)



ビン

酒、ワンカップ酒、調味料、ごま油、ドレッシング、こしょう、栄養ドリンク、ジャム、佃煮、飲み薬など、飲み物・食べ物の容器でガラス製のものです。

※ふたを分別し、中を軽くすすいでください。ラベルを取る必要はありません。



缶

飲み物や缶詰の缶、粉ミルク、お菓子など食べ物が入っていた金属容器は、缶に出してください。

※ねじ式の飲料缶のふたや手で開けられる缶詰のふたは埋立ごみに出してください。



※ガスが詰められているスプレー缶やカセットボンベも缶です。中身を使い切り穴を開けて出してください。



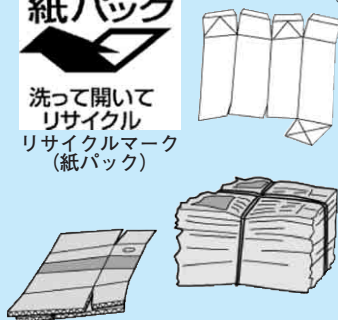
指定袋に入れないもの

紙

新聞・チラシ、本・雑誌、ダンボール、牛乳パック(洗って開く)はそれぞれ種類ごとにひもで十字に束ねてください。ビニール製のひもは使用可能ですが、粘着テープ(ガムテープなど)は使わないでください。なお、牛乳パックには左記リサイクルマーク(紙パック)が印字されています。牛乳以外の飲み物でもこのマークのある物は、牛乳パックとして出すことができます。



洗って開いて
リサイクル
マーク
(紙パック)



この他、有害ごみ、粗大ごみ、スクラップは、市の指定袋に入れる必要はありません。これらの品目・出し方については、「家庭ごみの正しい分別表」をご覧ください。